nは11以上15以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは8以上12以下の整数）

1.1 －（n － 7）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和４年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは6以上10以下の整数）

1.1 －（n － 5）× 0.2

［2～6　略］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［略］

［2　略］

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては、当該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　略］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［略］	［略］
「社会福祉費」に係る密度補正に用いる密度	当該新市町村の公立の保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く。）を施設の所在地によつて合併関係市町村ごとに分別し、当該新市町村の障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数、日中活動

nは11以上15以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは8以上12以下の整数）

1.1 －（n － 7）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和３年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の４月１日から当該年度の前（n － 1）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは6以上10以下の整数）

1.1 －（n － 5）× 0.2

［2～6　同上］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［同上］

［2　同上］

3　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては、当該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　同上］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

［同上］	［同上］
「社会福祉費」に係る密度補正に用いる密度	当該新市町村の公立の保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数、公立認定こども園在籍人員数（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く。）を施設の所在地によつて合併関係市町村ごとに分別し、当該新市町村の障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数、日中活動